

措置請求の概要（平成 26 年 8 月）

	名称 (措置請求年月日)	概要	違反法条 (違反行為類型)
1 ~ 3	吉野家グループ 〔株吉野家資産管理 サービス 株北日本吉野家 株中日本吉野家 (平成 26 年 8 月 20 日)〕	中小企業庁が外食チェーンの吉野家グループが支払う店舗の賃料に関して調査を行った結果、店舗所有者（賃貸人）の一部に対して賃料の消費税率の引上げ分の減額、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置く違反行為が認められたため、中小企業庁長官は公正取引委員会に対して適切な措置を採るべきことを請求した。	第 3 条第 1 号前段 (減額) 及び同号 後段(買ったたき)